

資 料

保存期間：5年
(令和11事務年度末)
令和7年2月7日

会社標本調査の見直しについて

国税庁企画課データ活用推進室

(本日の資料内容)

	(頁)
1 これまでの検討内容	2
2 従業員規模別の階級区分の追加	3
3 調査対象法人の拡大	7
4 今後のスケジュール (案)	8
(参考) 会社標本調査の概要	9

1 これまでの検討内容

「一部調査項目の全数調査化」

- 統計精度向上の観点から、KSKデータから取得可能な項目について、これまで集計できていなかった資本金階級別（12階級）、業種別（17業種）に集計できるようにする。

「勘定科目データを表章項目に追加」

- 法人税確定申告書等に添付されている決算書情報の利用による表章項目の追加を検討する。

「従業員規模別の階級区分の追加」

（本日、ご検討いただきたい内容）

- 多様な法人の増加により、資本金階級区分に加え、法人規模を測る新たな階級区分を検討する。
- 具体的には、「従業員数」が法人規模を測る指標として有効であると考えられることから、「従業員数」を新たな階級区分として追加する。

「調査対象法人の拡大」

（本日、ご検討いただきたい内容）

- 会社標本調査は活動中の内国普通法人を対象としているところ、協同組合等を含めた全ての法人について調査対象とする。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(1) 前回（令和5年6月8日）検討会におけるご意見

- 「従業員階級の追加」は大変価値ある取組なので是非進めていただきたい。
- 従業員階級の検討に当たっては、国税庁の有している行政記録情報を整備して、今後の統計作成に生かすことを検討するのがよい。
- 従業員階級を導入する理由について、例えば、現在利用している資本金階級による統計表と比較しながら、データで示すことも検討したほうがよい。
- 「従業員数」については、一定期間にどれだけの人が働いているのかを捉える概念として「期末の従業員数」ではなく、「年間の従業員数の平均」である必要がある。そのため、「従業員数」の定義を明確にした上で、使用している「従業員数」データの分析・評価を行うとよい。
- 「従業員数」が不明のデータがあり、何らかの方法でこれを推計して従業員数を補完すると、真実と異なる従業員階級に分類される懸念がある。そのため、従業員数が不明の場合は、「従業員数不詳」とすることとしてはどうか。この場合、従業員数が不明の法人に係る情報を分析することによって、従業員数が不明の法人が分類されるべき従業員階級が特定できるときには、例えば「平均給与額」等から不明な従業員数を推計して補完することも検討してはどうか。
- 従業員階級区分の検討に際しては、他の統計との比較可能性や他の法令の区分との適合等を考慮する必要がある。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(2) 使用するデータについて

「所得税徴収高計算書」データ

- 提出者：源泉徴収義務者(注1)
- 提出時期：原則、給与支払月の翌月10日(注2)
- 従業員情報：当該計算期間における給与支給人員

(注1) 源泉徴収義務者単位で提出されるため、一法人における給与支払人員の算出には源泉徴収義務者を一法人にグルーピングする必要がある。

(注2) 半年ごと(1月～6月、7月～12月)にまとめて納付する「納期の特例」がある(常時、給与支給人員が10人未満の場合に、申請することにより適用を受けることができる。)

「法人事業概況説明書」データ

- 提出者：主に資本金1億円未満の法人
- 提出時期：法人税確定申告書等に添付
- 従業員情報：決算期末時の状況

※ 概念的には、両データともに「役員」「正社員」「正社員以外」で構成された人数情報。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(3) 従業員階級の階級区分案について

従業員階級区分案は以下のとおり。今後、法令における従業員区分を参考に従業員階級区分の更なる細分化を検討する。

- 第1階級 1～9人（「1～4人」と「5～9人」に分けることも検討）
- 第2階級 10～29人（「10～19人」と「20～29人」に分けることも検討）
- 第3階級 30～99人
- 第4階級 100～499人
- 第5階級 500～999人
- 第6階級 1,000人以上

(参考) 中小企業基本法及び中小企業等経営強化法等における従業員区分（常時使用する従業員の数）

	中小企業者	小規模企業者	特定事業者	中堅企業者
中小企業基本法	50人以下 100人以下 300人以下	5人以下 20人以下	—	—
中小企業等経営強化法 (施行令)	50人以下 100人以下 300人以下	—	300人以下 400人以下 500人以下	—
産業競争力強化法 (施行令)	50人以下 100人以下 300人以下	—	—	2,000人以下 (中小企業者を除く)

(注1) かつ書きは施行令において規定している従業員区分。

(注2) 法令における従業員区分は業種によって基準が異なるため、複数の区分が存在する。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(4) 本日、ご検討いただきたい内容

➤ 標本法人に対する従業員数データが欠測した場合の対応について

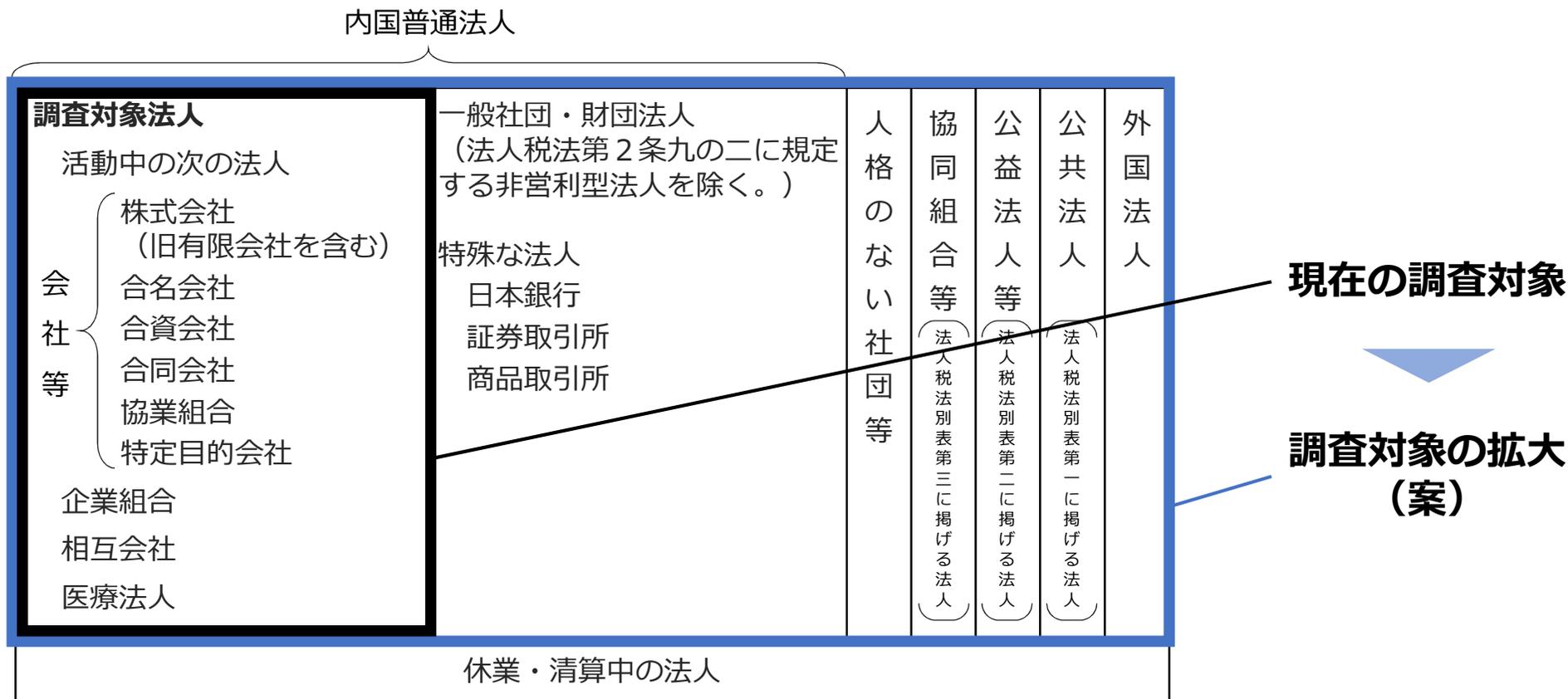
➤ 従業員階級の階級区分案について

3 調査対象法人の拡大

見直し内容

- 会社標本調査は「我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすること。」を目的としており、内国普通法人を調査対象としている。
- 内国普通法人には協同組合等が含まれていないことから、これらを含めた全ての法人について調査対象とする。

(イメージ) 調査対象法人の拡大 (案)



4 今後のスケジュール（案）

会社標本調査の見直しスケジュール（案）は以下のとおり。

項目	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
マイルストーン	令和5年度分 公表 ▼	令和6年度分 公表 ▼	令和7年度分 公表 ▼	令和8年度分 公表 ▼
会社標本調査 の見直し	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>✓すべての見直し項目を、<u>令和8年度分調査から反映。</u></p> <p>✓今後の税務行政のDX推進状況によりアップデートする。</p> </div>			<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">改善反映</div>
<ul style="list-style-type: none"> ・一部調査項目の全数調査化 ・勘定科目データを表章項目に追加 ・従業員規模別の階級区分の追加 ・調査対象法人の拡大 	従業員階級の検討 ● 全数調査化の検討、 表章項目（勘定科目）の追加検討 ●	調査対象法人の拡大検討 ●	処理フローの見直し ● 業務マニュアルの作成 ●	

(参考) 会社標本調査の概要

調査の目的

この調査は、我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

調査の概要

標本サイズ 及び 抽出方法

- 標本サイズ：約225万社【母集団の大きさ：約291万社】※令和4年度分調査
- 抽出方法：この調査は、標本調査であり、調査対象法人（母集団）から資本金階級別・業種別等に一定の方法で標本法人を抽出し、その標本法人の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計したものである。
標本法人の基礎データは、税務署に提出された対象事業年度分の法人税確定申告書等に基づいて作成しており、平成21年度分調査からe-Taxデータを活用し標本法人数を増やしている。

調査事項

- 調査対象法人に係る以下の項目を資本金階級別、業種別、利益計上法人・欠損法人別に調査・集計
- ▼
- ✓ 資本金、営業収入金額、申告所得金額、算出税額、課税留保金額、留保金額、法人税額の控除税額、益金処分、繰越欠損金、受取配当、寄附金、交際費等、引当金、準備金、減価償却費総額 等

調査系統

国税庁－国税局－税務署

調査方法

確定申告書データを国税庁で抽出して集計
▶ 資本金階級区分「10億円超」の法人及び通算法人については全件調査対象としている。

調査期間

調査の周期：1年

- その年の4月1日から翌年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、翌年7月31日までに申告のあった事績を対象として、翌年8月末現在で取りまとめている。

公表方法

国税庁ホームページ、e-Stat

公表期日

調査年分の翌々年3月下旬頃